

令和5年度（2次募集）
大分市ノーマライゼーション推進事業補助金
【募集要項】

申請受付期間：令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

※申請希望の際は事前相談をお願いします。

事業実施期間：令和5年8月1日（火）～令和6年3月31日（日）

提出先：大分市 福祉保健部 障害福祉課（大分市役所本庁舎1階）

提出方法：必要書類を直接持参又は郵送

※申請関係書類は、大分市ホームページからダウンロードできます。

※本募集要項の内容を必ずご確認のうえ、ご提出ください。

【注意事項】

- 補助金の交付事業は、選考委員会を経て決定いたします。
- 今回申請した場合であっても、選定委員会の審査や本市の予算編成等により、ノーマライゼーション推進事業が必ずしも実施されるとは限りませんので予めご了承ください。
- 事業実施の際には、新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止対策の徹底など、国、県が示した「業種別ガイドライン」に基づき実施するよう留意してください。

1 大分市ノーマライゼーション推進事業補助金の目的

この事業は、共生社会の実現を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者等の社会参加の促進をはじめとした、官民一体となった取組を通じて共生社会の実現を図ることを目的に、事業費の一部を補助するものです。

2 補助対象者

継続的にノーマライゼーションの推進に資する活動を行っている又は今後継続的にノーマライゼーションの推進に資する活動を行う予定の個人または団体。

【補助の対象とならない者】

- ・当該年度において、既に本補助金の交付の決定を受けた者
- ・市税を滞納している者（団体の場合は代表者）※法人税も対象となります
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 補助対象事業

大分市内で令和 5 年 8 月 1 日（火）～令和 6 年 3 月 31 日（日）までに実施されるスポーツ交流事業、文化芸術事業、講演会事業、研修会事業等で、ノーマライゼーションの推進に資する事業。

上記の事業を、次のいずれかの補助対象事業として申請してください。

- ① イベント開催事業
- ② 自己啓発事業

（例）

① イベント事業

広く市民を対象としたイベントを開催

講演会、芸術文化イベント、障がい者スポーツの体験イベント 等

※団体内部のみのイベント等は対象となりません。

② 自己啓発事業

市民が地域で開催する講演会や学習会

事業者が主催する職場研修や学習会 等

※事業実施の際には、新型コロナウイルス感染症等への適切な感染防止対策の徹底について、国、県が示した「業種別ガイドライン」に基づき実施するよう留意してください。

【補助の対象とならない事業】

- ・ 興行その他営利を主な目的とするもの
- ・ 広く一般に公開されないもの
- ・ 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- ・ 文化祭その他の学内行事及び施設行事として行われるもの
- ・ 慈善活動その他の事業への寄付を主な目的とするもの
- ・ 本市の他の補助金を交付されているもの又は本市の主催で行われるもの
- ・ その他補助対象事業とすることが適当でない認められるもの

4 補助金の額

【補助金の額】

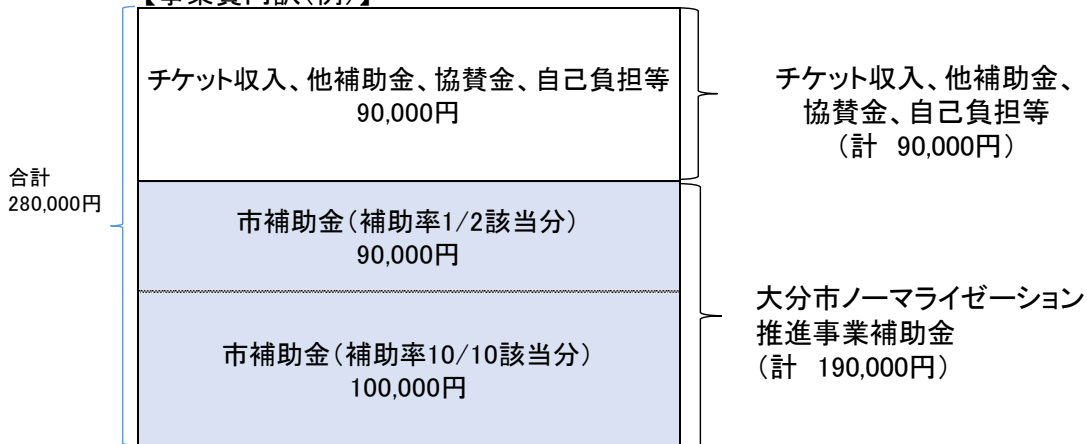
補助対象経費の総額が10万円以下の場合にあつてはその額に10分の10を乗じて得た額とし、補助対象経費の総額が10万円を超える場合にあつては補助対象経費の総額から10万円を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額に10万円を加えた額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

補助率：補助対象経費の1/2、補助対象経費の10万円までは10/10

【上限額】

- ① イベント開催事業 1,000万円又は補助対象経費から補助対象事業に係る収入の額（以下「事業収入額」という。）を減じた額のいずれか少ない額
- ② 自己啓発事業 30万円又は補助対象経費から事業収入額を減じた額のいずれか少ない額

【事業費内訳(例)】



※ 詳細については大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱を参照ください。

5 提出書類

申請時には以下の全ての書類を受付期間内に提出してください。

- ①大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④団体概要書（様式第4号）（個人の場合は、個人概要書（様式第5号））
- ⑤誓約書兼同意書（様式第6号）
- ⑥市税完納証明書
- ⑦団体規約（団体で申請する場合のみ）
- ⑧これまでの活動実績が分かる資料（過去のパンフレット等）
- ⑨申請事業の概要

※その他の書類等について、必要に応じて提出を求める場合がございます。

6 補助の対象となる経費

補助の対象となる主な経費は以下の一覧のとおりです。

※収支予算書にはできるだけ詳しく記載してください。

費目	内容	留意事項
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲスト出演料 ・講師等の謝礼 ・運営スタッフ等への人件費 	団体構成員への報償費は対象外となります。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲスト、講師、等の旅費及び宿泊費等 	団体構成員の旅費等は対象外となります。
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム、チケット、パンフレット等の印刷費 	有料で販売するパンフレット等は対象外となります。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・作品等運搬費 ・事業開催に直接必要な郵便料等 	切手のみの購入は用途が不透明なため、対象外となります。
広告費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター等掲載料 ・広告宣伝費（新聞、テレビ、ラジオ等） 	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット販売委託に伴う手数料 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営委託費、警備委託費等 	
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、付帯器具設備使用料 	練習時に使用する会場費等は対象外となります。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場装飾費等（事業に直接必要な物のみ） 	パソコン等補助事業以外にも利用できる汎用性の高いものは対象外となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が認める経費 	

【補助の対象とならない経費】

事業のため以外に使用する施設使用料及び光熱水費、団体構成員の交通費、駐車場代、燃料費、電話代、振込手数料、切手代、収入印紙の購入費、記念品代、備品の購入費（レンタル費は除く）、食糧費、文具類の購入費（事業に直接関係のあるものは除く）、寄付金、団体構成員に係る支払、領収書に不備のあるもの、その他市長が適当でないと認めるもの

※補助金の対象経費は原則として、補助金交付決定通知後に支払う経費が対象となります。ただし、施設使用料・印刷費・広告費等の一部は対象事業費として認められる場合に限り、補助対象となります。

7 申請から補助金交付までの流れ

事前相談・申請

○令和5年6月1日（木）～6月30日（金）の期間内に、3ページに記載している提出書類を大分市障害福祉課（本庁舎1階）にご持参ください。申請の前に必ず事前の相談をしてください。

選考委員会

○大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付選考委員会を開催します。ご提出された申請書一式をもとに補助事業を審議し、選考いたします。

決定

○選考結果を通知します。
※選考の結果、不採択の場合もございます。結果に対する異議はお受けいたしませんので、予めご了承ください。

事業実施

○補助金の交付決定を受けた事業の実施。
※申請時と事業内容が変わる場合は、速やかに大分市障害福祉課へお知らせください。

実績報告

○事業完了後30日以内に、実績報告書をご提出ください。
※領収書の提出にあたり、不備のあるものは補助対象外となる場合がございますので、ご注意ください。
※事業の実施状況がわかる写真等の添付が必要です。

補助金交付

○実績報告書の内容を確認後、補助金額を確定し通知します。
○通知後、請求書（様式第14号）をご提出いただき、補助金を交付します。※概算交付が必要な際は事前にご相談ください。

8 その他

① 補助の表示について

補助事業の印刷物等には「大分市ノーマライゼーション推進事業補助金」の名称を表示してください。

② 補助事業の検証について

補助事業の検証にあたり、大分市の職員が入場させていただく場合がございますので、入場券等が必要な際は招待券等をご提供ください。

9 大分市ノーマライゼーション推進事業補助金 Q&A

1. ノーマライゼーション推進に資する事業とは

市民が地域で開催する障がい者等への理解を深めるため実施する学習会や障がい者スポーツ等の体験イベント、障がい者が作成した芸術作品を展示する展示会等、事業を通してノーマライゼーションの推進が期待できる事業が補助対象となります。

2. 法人格を有している場合でも申請できるのか

事業内容が営利を目的としていなければ申請できます。

3. 大分市以外の団体から補助金や寄付がある事業も対象となるか

国、県、他団体等からの補助金や寄付がある場合でも補助対象となります。

4. 市や国・県との共催事業は補助対象となるのか

行政との共催及び後援事業の場合は補助対象となります。

5. 物販は営利目的となるのか

事業の主たる目的が営利でなければ、物販は可能です。ただし、収支予算書や収支決算書に計上してください。展覧会事業で、展示物全てを販売するものは、営利を目的とした展覧会と判断し、対象外となります。

6. 練習会場の使用料等は補助対象経費となるのか

会場使用料等の練習に要する経費は認められません。ただし、前日等に行うリハーサルにおける使用料は補助対象となります。

7. プロの演奏家等は申請可能か

営利を目的とせず、本事業の目的に資する事業については対象となります。

ただし、高額なチケット販売にて広く一般に公開されないものや、所属事務所による申請は営利を目的とした事業と判断し、補助対象外となります。

8. 予算時よりも収入が増減した場合は

補助申請時の予定より事業費が大きくなった場合、交付決定額を超える補助金の交付はできません。事業費が小さくなった場合又は収入が大きくなった場合は、交付要綱の規定に沿って、交付決定額から減額又は補助金の返還を請求いたします。

9. 諸事情により、申請時と事業内容が変わる場合は

収支予算書の予算に変更が生じる場合は、大分市障害福祉課（本庁舎1階）へ事前にご連絡下さい。変更申請等が必要となる場合があります。また、交付決定額からの増額変更はできませんのでご注意ください。

10. 選考委員会での判断内容は

申請時の書類をもとに、事業規模や事業内容、公共性、啓発効果等を審査の判断基準とします。

11. 何件の申請事業に補助金が交付されるのか

事業の予算内にて交付する事業を決定いたします。

12. 事業開始前の補助金交付は可能ですか

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとなりますが、概算払いを希望の際は事前にご相談ください。

13. 事前相談をしなくても補助申請ができますか

対象事業を確認する必要がありますので、必ず申請前に事前相談をお願いします。

記入例

様式第1号（第5条関係）

令和5年2月14日

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付申請書

大分市長

殿

申請者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 大分福祉団体
代表 大分 太郎

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名〕

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金の交付を受けたいので、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業の目的及び内容 目的： 障がい当事者であるピアニストを招き、講演や演奏を通して、障がい特性への理解促進を図る。
内容： 障がい当事者による講演及びピアノ演奏

2 添付書類

- (1)事業計画書（様式第2号）
- (2)収支予算書（様式第3号）
- (3)団体概要書（様式第4号）（個人の場合にあつては、個人概要書（様式第5号））
- (4)誓約書兼同意書（様式第6号）
- (5)市税完納証明書
- (6)団体規約（団体が申請する場合に限る。）
- (7)過去のパンフレットその他のこれまでの活動実績が分かる資料

<p>内容</p>	<p>(タイムスケジュール、出演者数、演目、特徴的な取り組み等の詳細内容を記入してください。)</p> <p>14:00 ~ 開会 14:10 ~ △△△ 14:30 ~ ○○○ 14:50 ~ 15:00 休憩 15:00 ~ ゲストによる講演 15:30 ~ ゲストと地域住民による演奏 16:00 ~ 閉会</p>
<p>事業効果</p>	<p>(補助金を受けて事業を行うことで、大分市のノーマライゼーション推進にどのような効果があるか記入してください。)</p> <p>補助金によるゲスト招聘が可能となり、ノーマライゼーションに資する講演実績のあるゲストを招くことで、来場者の理解促進につながる。</p>
<p>今後の活動展望</p>	<p>(今後どのような活動につなげていきたいか、その展望について記入してください。)</p> <p>今後も地域福祉及び障がい者福祉の推進を図る活動を継続予定であることから、実施した事業内容の効果を分析し、ノーマライゼーションの理解促進に資する事業を実施予定。</p>
<p>特記事項</p>	<p>(その他特記すべき事項があれば記入してください。)</p> <p>地域住民のニーズに沿って事業計画を作成した。</p>

収 支 予 算 書

<収 入>

費 目	金 額	内 訳
入場料	80,000 円	一般 100 人 500 円/枚 (100 人×500 円=50,000 円) 学生 100 人 300 円/枚 (100 人×300 円=30,000 円)
協賛金	0 円	
広告料、売上等	0 円	
その他収入	0 円	(補助金等)
自己負担金	10,000 円	
大分市ノーマライゼーション推進事業補助金	190,000 円	100,000 円 (補助率 10 分の 10) 90,000 円 (補助率 2 分の 1)
合 計 (A)	280,000 円	

<支 出>

費 目	金 額	内 訳
報償費	30,000 円	ゲスト謝礼 1 名
旅費	30,000 円	ゲスト旅費 1 名分
印刷費	70,000 円	チラシ 500 部、チケット 300 部
通信運搬費	5,000 円	チラシ等郵送費
広告費	0 円	
手数料	15,000 円	当日楽器運搬費
委託料	0 円	
使用料	120,000 円	コンパルホール利用料 (前日リハーサル分含む)
消耗品費	10,000 円	開催事務及び会場設営等に係る消耗品費
その他	0 円	
合 計 (B)	280,000 円	※補助対象経費の総額

※ 収支の合計は一致します。(A = B)

※ できるだけ詳細に記入してください。

※ 詳細については別添見積書のとおり

様式第4号（第5条関係）

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団 体 名	大分福祉団体		
代 表 者	(ふりがな) 氏 名 おおいた たろう 大分 太郎		
	住 所 大分市荷揚町2番31号		
	TEL 097-537-5785	Mail	oita-fukushi@oita.jp
担当者 (連 絡 先)	(ふりがな) 氏 名 おおいた はなこ 大分 花子		
	住 所 大分市荷揚町2番31号		
	TEL 097-537-5785	Mail	oita-fukushi@oita.jp
設 立	2010年	構 成 員	10人
設立の目的	地域福祉の向上を図ることを目的とした自主的な組織であり、高齢者・障がい者・児童等、他分野にわたり地域住民の連携等の推進を図っている。		
団体の特徴	<p>(アピールしたいこと)</p> <p>長期にわたって地域福祉活動を実施している。高齢者や障がい者、児童等の交流を図る機会の創出を推進している。</p> <p>今回、はじめて開催するコンサートは、障がいの有無にかかわらず、様々な方が参加できる事業となっている。</p> <p>(課題として抱えていること)</p> <p>団体や事業協力者の高齢化及び人数の減少が進んでおり、団体の維持が難しくなっている。地域住民に団体の目的や実施する事業に興味を持っていただき、様々な活動に参加してもらうよう努めていきたい。</p>		

活動の状況	<p>日常的な活動場所と活動回数</p> <p>会場の名称 : <u>コンパルホール 多目的ホール</u></p> <p>会場の所在地 : <u>大分県大分市府内町1丁目5-38</u></p> <p>活動回数 : <u>年・月・週 1回</u> (毎週 曜日)</p> <p>年間通算活動回数 : <u>1回</u></p> <p>活動成果の年間を通しての発表場所及び回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場の名称</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンパルホール 多目的ホール</td> <td>年 1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>年 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間を通しての主な活動スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～ 開催するイベント内容検討、準備 ・9月 開催イベントの広報活動 ・11月 イベント実施 ・1月 翌年度開催イベントを検討 		会場の名称	回数	コンパルホール 多目的ホール	年 1回		年 回		年 回	計	年 回
	会場の名称	回数										
コンパルホール 多目的ホール	年 1回											
	年 回											
	年 回											
計	年 回											
主な活動歴等	令和3年11月	理解促進コンサート開催予定も新型コロナにより中止										
	令和元年10月	高齢者や障がい者も含めた防災訓練を実施										
	平成30年9月	発達障害について講演会を実施										
	年 月											
	年 月											
	年 月											
	年 月											

様式第5号（第5条関係）

個人概要書 ※個人申請の場合のみ提出

代 表 者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	
	TEL	Mail @
活動の特徴		
活動の状況	日常的な活動場所と活動回数	
	会場の名称	: _____
	会場の所在地	: _____
	活動回数	: 年・月・週 _____ 回（毎週 _____ 曜日）
	年間通算活動回数	: _____ 回
活動の状況	活動成果の年間を通しての発表場所及び回数	
	会 場 の 名 称	回 数
		年 回
		年 回
		年 回
	計	年 回
主な活動歴等	年間を通しての主な活動スケジュール	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

様式第6号（第5条関係）

誓約書兼同意書

私（当団体）は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私（当団体）が、大分市と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和5年6月14日

大分市長

殿

[法人その他の団体にあつては、事務所所在地]

住 所 大分市荷揚町2番31号

団 体 名 大分福祉団体

氏 名 代表 大分 太郎

生年月日 昭和42年 4月 1日

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等と関りが無い旨の誓約をお願いしています。

令和〇年△月□□日

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金概算交付申請書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 大分福祉団体
代表 大分 太郎

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名〕

令和〇年〇月〇〇日付け障福第△△△△号で交付の決定を受けた大分市ノーマライゼーション推進事業補助金について、概算による交付を受けたいので、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 概算交付を受けようとする理由 事業実施に係る資金が不足となるため
- 2 補助金交付決定額 190,000円
- 3 概算交付申請額 190,000円

令和〇年△△月□□日

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金補助事業変更（中止）承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 大分福祉団体
代表 大分 太郎

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名〕

令和〇年〇月〇〇日付け障福第△△△△号で交付の決定を受けた大分市ノーマライゼーション推進事業補助金に係る事業について変更（中止）をしたいので、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更（中止）の内容 台風接近にともなう中止
- 2 変更（中止）の理由 台風接近にともない事業中止となったため
- 3 補助対象経費 変更前 280,000円
変更後 100,000円
- 4 補助金交付申請額 変更前 190,000円
変更後 100,000円
- 5 添付書類

令和〇年△△月□□日

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 大分福祉団体
代表 大分 太郎
氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名〕

令和〇年〇月〇〇日付け障福第△△△△号で交付の決定を受けた大分市ノーマライゼーション推進事業補助金については、その事業を完了したので、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業完了年月日 令和5年 11月 26日

2 添付書類

- (1) 実績報告書（様式第12号）
- (2) 結果報告書（様式第13号）
- (3) 収支決算書（様式第14号）
- (4) チラシ・パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真
- (5) 領収書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第9条関係）

結 果 報 告 書

団体名又は個人名	大分福祉団体		
事業名	ノーマライゼーション理解促進コンサート		
開催日	令和5年11月26日		
使用会場	コンパルホール 多目的ホール		
来場者数	220人	チケット 販売枚数	200枚
事業の成果	<p>招聘したゲストの講演内容も充実しており、来場者も想定を上回る数となり、多くの地域住民がノーマライゼーションの理解を深めることができた。</p>		
本補助金制度についてのご意見等	<p>団体の予算のみでは開催できない規模のコンサートを行うことができた。地域住民の理解啓発を深める良い機会となったため、今後の事業に活かしていきたい。</p>		

収 支 決 算 書

<収 入>

費 目	金 額	内 訳
入場料	80,000 円	一般 100 人 500 円/枚 (100 人×500 円=50,000 円) 学生 100 人 300 円/枚 (100 人×300 円=30,000 円)
協賛金	0 円	
広告料、売上等	0 円	
その他収入	0 円	(補助金等)
自己負担金	10,000 円	
大分市ノーマライゼーション推進事業補助金	190,000 円	100,000 円 (補助率 10 分の 10) 90,000 円 (補助率 2 分の 1)
合 計 (A)	280,000 円	

<支 出>

費 目	金 額	内 訳
報償費	30,000 円	ゲスト謝礼 1 名
旅費	30,000 円	ゲスト旅費 1 名分
印刷費	70,000 円	チラシ 500 部、チケット 300 部
通信運搬費	5,000 円	チラシ等郵送費
広告費	0 円	
手数料	15,000 円	当日楽器運搬費
委託料	0 円	
使用料	120,000 円	コンパルホール利用料 (前日リハーサル分含む)
消耗品費	10,000 円	開催事務及び会場設営等に係る消耗品費
その他	0 円	
合 計 (B)	280,000 円	※補助対象経費の総額

※ 収支の合計は一致します。(A = B) ※ できるだけ詳細に記入してください。

※ 詳細については別添決算書のとおり

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号

氏名 大分福祉団体
代表 大分 太郎

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者の氏名〕

令和〇年〇月〇〇日付け障福第△△△△号で交付の決定を受けた大分市ノーマライゼーション推進事業補助金について、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 190,000円

2 振込先

金融機関名	〇〇銀行
支店名	△△支店
種類	普通 当座
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
口座名義	(フリガナ) オオイタタロウ
	大分太郎

【提出先・問い合わせ先】

提出先：大分市 福祉保健部 障害福祉課 （大分市役所 本庁舎1階）

提出方法：必要書類を直接持参または郵送

連絡先：TEL 097-537-5785 メール syogaifuku@city.oita.oita.jp